

障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす京都の会ニュース

創刊号 2009年4月1日(水)発行 障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす京都の会
 京都市北区北野紅梅町85 TEL/FAX 075-465-5451 Email info@fukushi-hiroba.com 編集責任者 池添素
 勝利をめざす会全国事務局ホームページ http://www.normanet.ne.jp/~ictjd/suit/

「障害者自立支援法は法の下の平等を定めた憲法や障害者権利条約に違反する」と障害者三十人が全国一斉提訴した訴訟の第一回口頭弁論が、京都地裁で三月十一日に開かれました。四十人の傍聴席は満員で入れない人が大勢でました。その後、東隣の弁護士会館で報告集会が行われました

口頭弁論開始十五分前、続々と支援者が傍聴を求めてやってきます。法廷前の狭い廊下には長い列ができました。二次訴訟の原告などには優先して傍聴してもらい、多くの入廷できなかった人はドアの小窓からその様子をじっと見守りました。口頭弁論は、訴状提出と国側の反論書のやりとりの後、藤井豊弁護士、原告・稲継孝さんの父・清秀さん、竹下義樹弁護士団長の意見陳述などがあり、次回日程を確認して約三十



150人超の参加で熱気溢れる報告集会

分で終了しました。十一時からには弁護士会を会場に、百五十人を超える参加で報告集会が行われました。

利用料は「障害者税」

稲継清孝さんは、次のように発言しました。

「私は二つのことを述べました。一つは、たんなる両親の家は等の唯一の社会生活の場とらうことです。この

場がなければ四十二歳まで生きられなかったでしょう。生きている証の場所、そいつをどうにお金を出さないと通えないというのは正に『障害者税』である。今まで我々が取り組んできた制度、どんな重い障害者も働くんた、と一つずつ実現してきた権利をいっぺんに奪ってしまふ、けしからんと訴えました。

もう一つは、六千円ほどの「給料」をもらうわけですが、それ以上に利用料や今までいらなかった給食費や交通費、研修旅行の費用など、給料以上に負担しないといけないという経済的狀態も無視できない問題だと訴えました。

第一回口頭弁論・報告集会に150人超！
障害者の人権裁判、
広く手を携えて
共に闘いましょう！

「大津地裁の口頭弁論で国側は、『知的障害の重い人の訴訟能力に疑問がある。訴訟をします、という意志自体が確認できないからそもそも裁判が無効だ』という主張をしています。他の地裁ではさういう主張をしていないので、たぶん、第一回に言ってみて、それでうまくいけば他の地裁



二次訴訟原告もそろって応援

で、これから案外を明らかにして勝てることができるんじゃないか」と

国側が「訴訟能力に疑問」

全国弁護士会事務局長の藤岡毅さんは、印象に残った象徴的な出来事として、一番最初にあった滋賀県・大津地裁の口頭弁論での話と利用者負担の根拠について次のように話しました。

でもやるつかなく様子を見ていたと思います。我々は、サービスを受けたいなら自分で利用料を払え、という『障害者自己責任』というの何なのか、と裁判で問うているのに対して、国側のは、そもそも障害者には能力がない、という。この矛盾というか不条理は何なのか。そうすると、裁判することさえ出来ないという人間に自己責任を求めていく、というのがおかしくないですか？と聞いたくなる。裁判とは何か、障害者福祉とは何かという本質的な深い問題を浮き彫りにしています。

目的は無駄遣いをらせへん

「利用者負担の根拠は何か、についてですが、厚生省の社会保障審議会障害者部会の座長を務めていた京極高宣さんが、利用者負担を導入するのを拒否して、給費（らふぎ）を抑制し、モデルハサートを防ぐ、と述べています。給費の差は『川が氾濫する』の源、理屈の無駄遣いを防ぐため、そして何れも無料と認めておいて、それで障害者のモデルの前庭を防ぐ、これが利用者負担の目的だといっているのです。本堂『そ

支援法撤廃を！の声ひびく

障害者自立支援法に異議あり！
3.29 応答負担に反対する街頭演説会

があると思いますが、それを言えるのは、僕たちが弁護士としての責任から障害当事者や家族の方です。生の声を陳述書に書いて弁護士にぶつけ、裁判所に出していく、そういうことも利用者負担のおかげに反証していく具体的な参加になります。現実を知っている皆さんので、本堂の言葉を明らかにして勝利をめざしていきましょう。」

人間の生きる権利とは何か、弱者といわれる障害当事者が声をあげたこの裁判を通じて、私たちがこのことを広く社会に問うことができるようになります。理解と支援の輪を大きく広げながら、最後まで粘り強く闘っていきましょう。」



(中)

